

国家時刻標準局国家時刻標準配信サービス

NTP、テレホン-JJY、標準電波運用ポリシー／運用規程

OID : 0. 2. 440. 200168. 1. 1. 3  
OID : 0. 2. 440. 200168. 1. 1. 4  
OID : 0. 2. 440. 200168. 1. 1. 5

平成 28 年 8 月

国立研究開発法人情報通信研究機構 タイムビジネス時刻情報提供委員会決定

## 改定履歴

版	変更日付	変更内容
第1版	2005年1月31日	第1版制定
第2版	2006年7月18日	1.3.1(2) 運営組織 組織名及び業務責任者を変更
第3版	2012年5月24日	1.3.1(2) 運営組織 組織名及び業務責任者を変更
第4版	2015年4月1日	全体 法人名を変更
第5版	2016年4月1日	全体 研究所名を変更
第6版	2016年8月1日	1.3.1(2) 運営組織 業務責任者の職名を変更

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1.1	概要	1
1.2	識別	1
1.3	運営体制と業務の適用範囲	1
1.3.1	当該業務に関わる NICT の組織	1
1.3.2	本運用ポリシーの適用範囲	1
<b>2</b>	<b>一般規定</b>	<b>2</b>
2.1	義務	2
2.1.1	全般	2
2.1.2	利用者に対する義務	2
2.1.3	利用者の義務	2
2.2	NTA の責任	2
ä	<a href="#">HYPERLINK ¥1 "_Toc140372956" 2.3</a>	財務上の責任2
2.4	解釈及び執行	2
2.4.1	準拠法	2
2.4.2	分割、存続、合併及び通知	2
2.4.3	紛争解決の手続き	2
2.5	料金	2
2.6	公表	2
2.6.1	時刻配信の状況	2
2.6.2	公表の頻度	3
2.6.3	アクセス制御	3
2.7	準拠性監査	3
2.8	機密保持	3
2.8.1	機密扱いとする情報	3
2.8.2	機密扱いとしない情報	3
2.8.3	法執行機関への情報開示	3

2.8.4	民事手続上の情報開示 .....	3
2.8.5	利用者の要求に基づく情報の開示 .....	3
2.8.6	その他の理由に基づく情報の開示 .....	3
<b>2.9</b>	<b>知的財産権.....</b>	<b>3</b>
<b>3</b>	<b>識別と認証.....</b>	<b>4</b>
3.1	初期登録.....	4
3.2	配信情報の更新.....	4
3.3	配信情報失効後の再発行.....	4
3.4	配信情報の失効申請.....	4
<b>4</b>	<b>運用要件.....</b>	<b>5</b>
4.1	時刻配信の状況.....	5
4.2	セキュリティ監査の手順.....	5
4.2.1	監査ログに記録する情報.....	5
4.2.2	監査ログの検査周期.....	5
4.2.3	監査ログの保管期間.....	5
4.3	アーカイブ.....	5
4.3.1	アーカイブデータの種類.....	5
4.3.2	アーカイブデータの保管期間.....	5
4.4	災害からの復旧.....	5
4.4.1	ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処.....	5
4.4.2	災害等発生時の設備の確保 .....	5
4.5	業務の終了.....	5
<b>5</b>	<b>物理面、手続面及び人事面のセキュリティ管理.....</b>	<b>6</b>
5.1	物理的セキュリティ管理.....	6
5.1.1	施設の位置と建物構造 .....	6
5.1.2	物理的アクセス .....	6

5.1.3	電源設備と空調設備 .....	6
5.1.4	地震対策 .....	6
5.1.5	火災防止対策 .....	6
5.1.6	媒体管理 .....	6
5.1.7	廃棄物処理.....	6
5.2	手続面の管理 .....	6
5.3	人事面の管理 .....	6
<b>6</b>	<b>技術的セキュリティ管理.....</b>	<b>7</b>
6.1	コンピュータセキュリティ管理 .....	7
6.2	ネットワークセキュリティ管理 .....	7
6.3	システムのセキュリティ管理.....	7
<b>7</b>	<b>公開情報のプロフィール.....</b>	<b>8</b>
<b>8</b>	<b>運用ポリシーの管理 .....</b>	<b>9</b>
8.1	運用ポリシーの変更手順 .....	9
8.2	運用ポリシーの公表と通知.....	9
8.3	運用ポリシーの承認手順 .....	9

## 1 はじめに

本運用ポリシー／運用規程（以下、「運用ポリシー」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が行う「NTP、テレホン JJY、標準電波による標準時の配信」に関する運営方針を定める。

### 1.1 概要

国家時刻標準機関（以下、「NTA」という。）は、標準時を生成・維持・配信する機関である。現在、日本では NICT が国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づいて標準時の通報を実施している。NTA としての業務は、この法律に基づいて厳格に運用される。

本運用ポリシーは、運営方針を定めるものであり、実際の標準時配信に関わる詳細については、NICT の内部規程で定める。

### 1.2 識別

NICT の当該業務は、以下のオブジェクト識別子 (OID) によって、識別される。

- |                   |       |                      |
|-------------------|-------|----------------------|
| ・ NTP 運用ポリシー      | OID : | 0.2.440.200168.1.1.3 |
| ・ テレホン JJY 運用ポリシー | OID : | 0.2.440.200168.1.1.4 |
| ・ 標準電波運用ポリシー      | OID : | 0.2.440.200168.1.1.5 |

### 1.3 運営体制と業務の適用範囲

#### 1.3.1 当該業務に関わる NICT の組織

##### (1) 意思決定組織

当該業務の運営に関わる意思決定は、タイムビジネス時刻情報提供委員会（以下、「委員会」という）が行う。

委員会は、当該業務の運営に関して、次の事項を行う。

- ・ 当該業務の運営に関する事項
- ・ 当該業務の停止・終了に関する事項
- ・ 当該業務の監査に関わる事項
- ・ 非常時サービスの審査に関わる事項
- ・ 災害発生等による緊急時の対応に関する事項
- ・ その他当該業務運営に関する重要事項の事項

##### (2) 運営組織

当該業務の運営は、上記意思決定組織の下、NICT 電磁波研究所時空標準研究室長が指名する時空標準研究室マネージャーが業務責任者としてこれを行う。

なお、システムのオペレーション、及びシステムの維持管理に関しては、業務責任者の指揮の下、外部機関を含めてこれを行う。

それぞれの業務については、「5.2 手続面の管理」において定める。

#### 1.3.2 本運用ポリシーの適用範囲

本運用ポリシーの適用業務は、次の業務とする。

- ・ NTP、テレホン JJY、標準電波による日本標準時の配信

## 2 一般規定

### 2.1 義務

#### 2.1.1 全般

NICTは、当該業務に関して次の義務を負う。

- ・次項以降に詳述する全ての要件が満足され、業務が公開されていることを保証する。
- ・当該業務を担当責任者の指示の下で、外部業者が行う場合においても、本運用ポリシーを順守させることを保証する。
- ・別に定めるNICT内部規程に従って業務を実施する。

#### 2.1.2 利用者に対する義務

NICTは、利用者に関して次の義務を負う。

- ・別に定めるNICT内部規程に指定したとおりのサービスを行う。
- ・固有の要件以外には、利用者にも具体的義務を課すことはしない。

#### 2.1.3 利用者の義務

当該業務利用者は、次の義務を負う。

- ・運用ポリシーに定められたデータ使用に関する制限事項の考慮。
- ・契約その他で定められたそのほかのあらゆる制限事項の考慮。

### 2.2 NTAの責任

NICTは、NTAとして責任を持って当該業務を適切に行う。

### 2.3 財務上の責任

NICTは、当該業務において利用者が受けた損失に対して、故意による過失もしくは、法律で定めのない限り、賠償責任を一切負わない。

### 2.4 解釈及び執行

#### 2.4.1 準拠法

本運用ポリシーに基づく当該業務から生ずる紛争については、日本国の法令を適用する。

#### 2.4.2 分割、存続、合併及び通知

規定しない。

#### 2.4.3 紛争解決の手続き

規定しない。

### 2.5 料金

規定しない。

### 2.6 公表

#### 2.6.1 時刻配信の状況

業務の運用状況を、Web上で公表する。

##### (1) Web上での公表内容

次の情報をWeb上で公開する

- ・NTPの運用報告
- ・テレホンJJYの運用報告
- ・標準電波の運用報告

## 2.6.2 公表の頻度

時刻配信業務の運用状況の更新は、逐次行う。

## 2.6.3 アクセス制御

上記 Web 上で公表される情報へのアクセス制御は行わない。

## 2.7 準拠性監査

規定しない。

## 2.8 機密保持

### 2.8.1 機密扱いとする情報

漏洩することにより当該業務の信頼性が損なわれる恐れのある情報を機密扱いとする。機密扱いとする情報は、当該情報を含む書類及び記録媒体の管理責任者を定め、安全に管理保管する。

### 2.8.2 機密扱いとしない情報

公表する情報として明示的に示すものは機密扱いとしない。

### 2.8.3 法執行機関への情報開示

規定しない。

### 2.8.4 民事手続上の情報開示

規定しない。

### 2.8.5 利用者の要求に基づく情報の開示

規定しない。

### 2.8.6 その他の理由に基づく情報の開示

規定しない。

## 2.9 知的財産権

規定しない。



### 3 識別と認証

#### 3.1 初期登録

規定しない。

#### 3.2 配信情報の更新

規定しない。

#### 3.3 配信情報失効後の再発行

規定しない。

#### 3.4 配信情報の失効申請

規定しない。

## 4 運用要件

### 4.1 時刻配信の状況

時刻配信の状況として、次の情報を Web 上で公開する。

- ・ NTP の運用報告
- ・ テレホン JJY の運用報告
- ・ 標準電波の運用報告

### 4.2 セキュリティ監査の手順

規定しない。

#### 4.2.1 監査ログに記録する情報

規定しない。

#### 4.2.2 監査ログの検査周期

規定しない。

#### 4.2.3 監査ログの保管期間

規定しない。

### 4.3 アーカイブ

#### 4.3.1 アーカイブデータの種類

アーカイブデータは、次のものとする。

- ・ NTP の運用報告
- ・ テレホン JJY の運用報告
- ・ 標準電波の運用報告

#### 4.3.2 アーカイブデータの保管期間

アーカイブデータ保管期間は、10 年とする。

### 4.4 災害からの復旧

#### 4.4.1 ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処

ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合、バックアップ用のハードウェア、ソフトウェア又はデータにより、速やかに復旧作業を行う。

#### 4.4.2 災害等発生時の設備の確保

災害等により当該業務の施設が被害を受け、通常の業務継続が困難な場合は、予備機を確保し、バックアップデータを用いて運用を行う。

### 4.5 業務の終了

委員会において当該業務が終了した場合は、業務終了の 90 日前までに、利用者に対し、業務終了の事実並びに業務終了後のデータ等の保管組織及び開示方法を公表し、所定の業務終了手続を行う。

## 5 物理面、手続面及び人事面のセキュリティ管理

### 5.1 物理的セキュリティ管理

#### 5.1.1 施設の位置と建物構造

時刻配信システムの設置は、水害、地震、火災その他の災害の被害を容易に受けない場所に設置し、建物構造上、耐震、対価及び不正侵入防止のための策を講ずる。また、使用する機器等を災害及び不正侵入から防護された安全な場所に設置する。

#### 5.1.2 物理的アクセス

時刻配信システムの設置する室への入退室は、操作権限者が識別できる IC カードにより管理する。

#### 5.1.3 電源設備と空調設備

時刻配信システムを設置する建物は、機器等の運用のために十分な容量の電源を確保するとともに、瞬断、停電及び電圧・周波数の変動に備えた対策を講ずる。商用電源が供給されない事態においては、一定の時間内に発電機による電源供給に切り換える。

また、空調設備を設置することにより、機器類の動作環境及び要員の作業環境を適切に維持する。

#### 5.1.4 地震対策

時刻配信システムを設置する建物は、耐震構造とし、機器及び什器の点等及び落下を防止する対策を講ずる。

#### 5.1.5 火災防止対策

時刻配信システムを設置する建物は、耐火構造とし、室は耐火区画とし、消火設備を備える。

#### 5.1.6 媒体管理

アーカイブデータ及びバックアップデータを含む媒体は、適切な入退室管理が行われている室内に設置された施錠可能な保管庫に保管するとともに、所定の手続の基づき適切に搬入出管理を行う。

#### 5.1.7 廃棄物処理

機密扱いとする情報を含む書類及び記録媒体の廃棄については、所定の手続に基づいて適切に廃棄処理を行う。

### 5.2 手続面の管理

別に定める NICT の内部規程で規定する。

### 5.3 人事面の管理

時刻配信業務に従事する者の適格性の審査、教育、配置転換の実施及び規則違反に対する罰則の適用については、NICT の内部規程で規定する。また、時刻配信業務に従事するものには、業務運営を行うために必要な知識及び技術を習得するための教育訓練を行う。

## 6 技術的セキュリティ管理

### 6.1 コンピュータセキュリティ管理

別に定める NICT の内部規程で規定する。

### 6.2 ネットワークセキュリティ管理

別に定める NICT の内部規程で規定する。

### 6.3 システムのセキュリティ管理

別に定める NICT の内部規程で規定する。

7 公開情報のプロファイル  
規定しない。

## 8 運用ポリシーの管理

### 8.1 運用ポリシーの変更手順

委員会は、本運用ポリシーを必要に応じて変更する。

### 8.2 運用ポリシーの公表と通知

委員会は、本運用ポリシーを変更した場合、速やかに変更した運用ポリシーを公表する。これをもって公開情報利用者への通知とする。

### 8.3 運用ポリシーの承認手順

本運用ポリシーは委員会の決定をもって有効なものとする。

以上